

第3次青森県食育推進計画の策定について

1 食育推進計画策定の根拠

食育基本法第17条により、「都道府県は、この食育推進基本計画を基本として、当該都道府県の区域内における食育の推進に関する施策についての計画（都道府県食育推進計画）を作成するよう努めなければならない。」と規定されている。

2 食育推進計画の策定状況

(1) 国における策定状況

計画名	計画期間	策定年月
(第1次)食育推進基本計画	平成18～22年度	平成18年 3月
第2次食育推進基本計画	平成23～27年度	平成23年 3月

(2) 県における策定状況

計画名	計画期間	策定年月
(第1次)青森県食育推進計画	平成18～22年度	平成18年11月
第2次青森県食育推進計画	平成23～27年度	平成23年 3月

3 次期計画の策定について

現在、国では第2次食育推進基本計画の評価、第3次計画の方向性等について検討中であり、平成27年度中に第3次計画が策定される予定となっている。

本県においても、「日本一の短命県」など食と関係が深い課題があることから、今後も継続して食育を推進していくため、国の第3次計画を基本としつつ、青森県基本計画「未来を変える挑戦」が目指す「健康で長生きな青森県」など関係計画等との整合性を図りながら、平成27年度中に第3次青森県食育推進計画（計画期間：平成28～32年度）を策定するものである。

4 計画策定における青森県食育推進会議の役割（青森県食育推進会議設置要綱 第2条）

第2条 会議は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 県が行う食育推進計画の策定、変更への提言に関すること。
- (2) 食育推進計画に基づく食育行動プランの作成、変更及びその推進に関すること。
- (3)・(4) 略

5 第3次青森県食育推進計画の策定スケジュール

(1) 作業部会の設置（平成27年5月）

食の安全・安心推進課が中心となり、県関係課で作業部会を設置

(2) 作業部会による第3次県計画素案作成（平成27年6～11月）

以下により、作業部会において第3次計画の素案を作成

- ① 第2次県計画の目標達成状況を評価した上で、本県における食育の現状・課題等を整理する。
- ② 青森県基本計画「未来を変える挑戦」などの関係計画等との整合性を確認
- ③ 国の食育推進評価専門委員会の検討内容及び第3次国計画骨子案等の情報収集
- ④ 必要に応じて、食育関係団体等から意見を聴取

(3) 平成27年度第1回青森県食育推進会議の開催（平成27年11月）

第3次県計画素案について審議いただき、意見を聴取した上で、素案へ反映

(4) パブリックコメントの実施（平成27年12月）

食育推進会議の意見を踏まえた素案について、県民に対しパブリックコメントを実施

(5) 第3次県計画の最終案の作成（平成28年1月）

パブリックコメントに寄せられた意見を参考に、作業部会において最終案を作成

(6) 平成27年度第2回青森県食育推進会議の開催（平成28年2月）

第3次県計画の策定にむけて、最終案を審議

(7) 第3次青森県食育推進計画の策定（平成28年3月）

食育推進会議の意見を踏まえて、第3次県計画を策定